

人と動物の共生する 社会の実現に向けて

近年、動物は、飼い主の生活に潤いと喜びを
与えてくれる存在となっています。

一方で、動物に対する虐待行為や、動物取扱業者や飼い主による
不適正な取扱いにより、動物が苦しんだりする問題や、
鳴き声や臭いなどによって周辺に迷惑をかけてしまう問題が
依然として数多く生じています。

このような状況を受け、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する
法律の一部を改正する法律(改正動物愛護管理法)が公布され、
平成25年9月1日より施行されます。

改正動物愛護管理法では、
動物の飼い主は、その動物が命を終えるまで
適切に飼養する「終生飼養」の責任があることが
法律上明確にされました。

